

# 平成28年度 スケジュール・検討事項

平成28年11月24日

# 1. スケジュール

H28年度		11月	12月	1月	2月	3月	
マージン検討会		◎ 11/24		◎ 1/中	◎ 2/中	長期は別途、決定・公表予定	
検討事項	翌年度以降 マージン算出 (H29~H38分)	課題検討		マージン算出		▽ 2/22 決定	
	長期計画における マージンの値変更 (H30~H37分)	公表資料 修正案検討	決定・公表※1			※1 広域運用機関システムにおける長期計画 策定機能の運用開始後	
	北海道本州間連系設備 の周波数制御に対応 したマージンの廃止	公表資料 修正案検討	公表※2			※2 長期計画におけるマージンの値変更に伴 う修正分の公表に合わせる	
参考	連系線利用計画更新 (年間)		▽12/20 調整用			▽3/1 空容量 算出用	
	連系線利用計画更新 (長期)			▽1/15 調整用		▽3/10 空容量 算出用	
	需給状況監視 のための計画 (年間)	▽10/31 需調・発販計画				3/25▽ 供給区域需要・供給力等	
	供給計画			▽1/20 需要想定 (第1~10年度)			
	作業停止計画 (年間)	▽11/2 原案		▽1/4 調整案	2/15▽ 最終案	▽2/22 承認	▽3/1 決定・公表

項目	背景等	検討事項
翌年度以降 マージン算出 (H29～H38分)	◆ 翌年度以降のマージン算出に向け、エリア毎に異なる考え方を統一する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大電源相当量の設定断面に関する考え方に違いがないか確認し、必要に応じ統一する。(北陸、四国)</li> <li>連系線1回線停止時のマージンの値の考え方に違いがないか確認し、必要に応じ統一する。</li> </ul>
長期計画における マージンの値変更 (H30～H37分)	◆ 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会で「平成30～37年度長期連系線利用計画策定後に空容量が見込まれる部分について、電力市場取引の環境整備のためのマージンを設定することで、新規の容量登録をしないこと」が確認されたことを受け、マージンの値及び公表資料の修正が必要。  <補足> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 長期断面のマージン設定方針について意見募集(H28.9.14～10.4)した結果、反対意見なし</li> <li>✓ 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会でも長期断面のマージン設定方針に対する異論はなし(H28.9.26：第7回委員会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表資料(H28.3.17)「長期計画におけるマージンの値及び確保理由について」を修正する。</li> </ul>
北本の周波数制御 に対応した マージンの廃止	◆ 調整力等に関する委員会「中間取りまとめ」で北本連系設備の周波数制御に対応したマージン(順方向)については、「廃止することが適当である」と確認されたことを受け、マージンの値及び公表資料の修正が必要。  <補足> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1月度及び2月度の月間段階(翌々月マージン減少のタイミング)でマージンの値の決定要因となる断面を含んでいたため、1月度分からマージンの廃止を適用開始し、値を公表(H28.11.18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表資料(H28.3.17)「長期計画におけるマージンの値及び確保理由について」を修正する。</li> <li>公表資料(H28.3.10)「実需給断面におけるマージンの値及び確保理由について」を修正する。</li> </ul>

## (用語)

第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

一～十七 (省略)

十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給し、若しくは電力系統を安定に保つため、又は、電力市場取引の環境整備のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。

十九～三九 (省略)

## (マージンの設定及び更新の考え方の公表)

第128条 本機関は、連系線毎の長期から実需給断面におけるマージンの設定及び更新の考え方を定め、これを公表する。

## (マージンの算出)

第129条 本機関は、翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表10-1の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「マージン検討会」という。）を設ける。

2. 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。
3. 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。
4. 本機関は、別表12-1（d）に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。
5. 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、設定されたマージンが必要な場合を除き、マージンの値を別表10-2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。

別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間

マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間
年間の空容量の算出・公表時	第1年度
月間の空容量の算出・公表時	翌々月
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
<p>(d)連系線に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空容量、運用容量、<u>マージン</u>、計画潮流             <ul style="list-style-type: none"> <li>長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値（最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる）</li> <li>年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値</li> <li>月間：3週間先～2か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値</li> <li>週間：3日先～2週間先までの30分ごとの値</li> <li>翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値</li> <li>当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値</li> <li>実績：長期～当日の更新された最終の値</li> </ul> </li> <li>・運用容量の決定要因（熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別）</li> <li>・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等</li> <li>・送電可否判定「否」の件数及び延べ量</li> <li>・系統利用者の利用登録を可能とするマージン</li> <li>・各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)</li> </ul>	<p>長期：毎年3月末日 (※6)</p> <p>年間：毎年3月15日 (※6) (毎年10月末日) (※7)</p> <p>月間：毎月20日 (※6)</p> <p>週間：毎週木曜日 (※6)</p> <p>翌々日：前々日15時 (※3)</p> <p>当日～翌日：受給日の前日17時 (※3)</p> <p>但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。</p> <p>実績：翌日0時</p> <p>交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。</p>

(※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。

(※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。但し、送電可否判定情報は除く。

(※7) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第2年度のデータについては、毎年10月末に公表する。

連系線利用登録に関する方針(案)

下記について意見を募集

第1回地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 資料7 (P.5抜粋)

OP1の連系線利用登録における課題認識に鑑み、今後の長期連系線利用計画について、新規または増加の容量登録を停止することとしてはどうか。

○具体的には、現在、利用者から御提出済みである平成30～37年度長期連系線利用計画策定後(時期未定)に、空容量が見込まれる部分について、業務規程第2条第2項第18号に基づく電力市場取引の環境整備のためのマーシンを設定することで、新規の容量登録をしないこととしてはどうか。(当該マーシン部分は、系統利用者に利用いただけない訳ではなく、将来、間接オークションにて卸電力取引市場を介して利用いただくために開放することを想定している。)

## 説明

○容量登録停止対象は、駆け込みの登録を防止するという主旨に鑑み、長期のみとしてはどうか。なお、年間より短期は、ルール変更のための準備期間が必要であることと、移行期における無用の混乱を避けるため、先着優先による登録を継続してはどうか。

○業務規程第134条第3項(費用の応分の負担が行われる場合)に該当するケースにおいては、今回の取扱いの対象外とし、別途取り扱いを検討することとしてはどうか。

○なお、今回提案のもとでは、具体的に以下のような取扱いとなる。

- ・平成28年2月19日までに提出された長期計画の増加変更: 反映
- ・2月20日～3月10日までに提出された空容量算出用長期計画の増加変更: 反映
- ・3月11日以降: 容量登録は受付停止中のため反映しない(ゼロ計画のみ提出頂いている)

## (参考) 連系線長期断面のマーシンの設定方針に対して受領したご意見と本機関回答

2

意見募集期間:9月14日から10月4日

項番	意見・質問等	本機関回答
1	<p>長期断面のマーシンの設定の「連系線利用登録に関する方針(案)」に示された方針については下記の通り賛成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年2月19日までに提出された長期計画の増加変更は反映される。</li> <li>○ 平成28年2月20日～3月10日までに提出された空容量算出用長期計画の増加変更は反映される。</li> <li>○ 上記より前もしくは同時期に提出済みの年間計画、月間計画等は先着優先の登録を継続する。</li> </ul> <p>弊社は上記を前提として事業計画を行っている件名があり、将来間接オークション方式等が採用された場合に、上記で容量登録された利用計画を将来返上するようなことが無いようにしていただきたい。</p>	<p>本機関の方針(案)の考えに賛意を示されたご意見として承りました。</p> <p>なお、将来、間接オークション方式等連系線利用ルールを見直す場合の経過措置につきましては、「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」において関係事業者から意見聴取のうえ、詳細検討を行っていきたくて考えております。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売全面自由化後も旧一般電気事業者は依然として発電分野で圧倒的競争優位にあり、その競争力を活かした小売市場における寡占状態が続いている。電力システム改革の目指す「小売市場における競争環境実現」には「新規参入者の電力調達機会を拡げていく」ことが必須と考えられ、連系線についても新規登録だけでなく既存登録分についても新規参入者が活用できるように、「新規参入者の電力調達機会を拡げていく」ことを目指すべき。</li> <li>・ しかし、今回提案の「新規登録のみを停止し、既存登録分を保持する」方針は、新規参入者の電力調達機会を制限し、競争を阻害するものと考えられる。「P. 1記載の連系線利用登録における課題(競争上の不公平性)」の解決のためにも既存分を含めてすべての連系線利用を新制度に移行すべき。</li> <li>・ 具体的には、「長期固定電源を含む既存分すべての既得権益を排除」した上で金融的送電権を導入し、連系線を公正・公平に割当て最大限効率的に活用していくことを希望する。</li> </ul>	<p>将来、間接オークション方式等連系線利用ルールを見直す場合の経過措置につきましては、「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」において関係事業者から意見聴取のうえ、詳細検討を行っていきたくて考えております。</p>
3	<p>(意見箇所) 別紙「長期断面のマーシンの設定について」のP5:連系線利用登録に関する方針(案)</p> <p>(意見内容) 再生可能エネルギーをはじめとした電源の効率的な活用を進めるためには既存の連系線の有効活用が極めて重要であるが、現行の先着優先ルールの下では連系線の利用率は必ずしも高くない。また、資料において指摘されているように一般負担で建設された連系線が系統利用者にとって不公平な扱いになっている。以上の状況を鑑みると、連系線利用登録に係るルールは速やかに見直すべきであり、資料にて提案されている「長期利用計画について新規・増加の容量登録を停止する」方針案に賛成する。</p>	<p>本機関の方針(案)の考えに賛意を示されたご意見として承りました。</p>

## (i) 北海道本州間連系設備の周波数制御に対応したマージンの必要性・量

### ① 順方向 (本州向き)

順方向 (本州向き) の周波数制御に対応したマージンは、N-2 以上の故障時の対応のために設定しているが、北海道の系統規模が小さいことから、本州側の系統規模に対して動作量は限定的であり、また、当該マージンを廃止したとしても、設備容量一計画潮流の範囲内で緊急時 AFC 機能が動作し、その時の動作可能範囲内での応援融通は期待できることから、当該マージンは廃止することが適当であると確認した。(→参考資料スライド M-27)

出典：第10回調整力等に関する委員会 資料2-1